

○財務省告示第三百二十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年九月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日
財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第三百五十六回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政 運営に必要な財源の確保を図る ための公債の発行の特例に關す る法律（平成二十四年法律第百 一号）第二十一条並びに特別 會計に關する法律（平成十九年 法律第二十三号）第四十六条第 一項及び第六十二条第一項 社債、株式等の振替に關する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募入		

	六								五	
	イ			ハ	ロ			イ		
	発							方	募	
入	価	行	争	非	者	特	国	札	非	入
札	格	行	入	価	・	別	債	発	競	札
発	競		札	格	第	参	市	行	争	発
行	争	額	発	競	I	加	場	入	行	争
										法
										入
										決
										定
										の

律のに二つ定う額
 第公必億九て基、金
 二債要な百はづ財額
 条のな財三、き政で
 第一行源十額発法二
 項のの五面行第兆三
 の特確万円額た条千
 規例保を、で利第一億
 定に関図財百国項円
 基するた運二債の
 づる法め営十に規

込募各割各当も各
 み限度債市てみる。そのうち
 の応募額を割りにおて各申
 募額を割りにおて各申
 額を割りにおて各申
 額を割りにおて各申
 額を割りにおて各申

非下額市札格競とて価の
 価、を場であ争入札発の
 格国債市も加者財時、
 競市場も加者財時、
 争入場も加者財時、
 入場も加者財時、
 札特別による発行（以下、
 発行参加者（以下、
 発行参加者（以下、
 発行参加者（以下、
 発行参加者（以下、

八

最低額面金

五万円

行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

千九百八十七億六千三百七十二

ハ

ロ

七

払込金額

二兆三千五百一十一億九百六十三万

行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

で千九百八十四億円

ハ

ロ

札非
発競
行争
入

で一億千円

三千四百七十万円

は、発行した利付国債について

第六十二條第一項の規定に基づき

は、発行した利付国債について

は、発行した利付国債について

は、発行した利付国債について

は、発行した利付国債について

は、発行した利付国債について

は、発行した利付国債について

十 六	十 五										十 三	十 二							十 一	十	九				
償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子	第 二 期 以								初 期 利 子	利 率	発 行 札	競 争 入 札	I 非 者 ・ 第	加 場 特 別 参	び 国 債 市	札 発 行 及	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格 日	振 替 単 位		
額 面 金 額	平 成 二 十 九 年 十 月 十 五 日	利 子 を 支 払 う 。前 六 月 間 に お く る	て、 その 日 以 前 の 各 支 払 期 に お く る	を 支 払 う 。各 支 払 期 に お く る	毎 年 三 月 十 五 日 及 び 九 月 十 五 日	規 定 す る 期 日 に お く る	$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$	下 、 次 号 及 び 第 十 五 号 に お く る	は、 そ の 翌 日 に お く る	期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き	た 金 額 を 支 払 う 。た だ し、	期 と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し	平 成 二 十 八 年 三 月 十 五 日	年 〇 ・ 一 十 一 年 三 月 十 五 日				三 厘	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 八 銭	以 上 の 額 ぞ れ の 募 価 格 八 銭	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 八 銭	平 成 二 十 七 年 九 月 十 五 日	す る 。整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 に よ る 最 低 額 と	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿

十
九

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
七 か
年 ら
九 通
月 知
十 を
五 受
日 け
た
者